

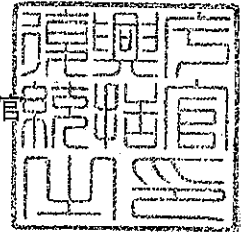


復本第 457 号  
 健発0331第29号  
 平成26年3月31日

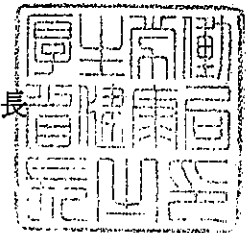
各 都 道 府 県 知 事  
 ( 保 健 担 当 課 扱 い )  
 各 保 健 所 設 置 市 長  
 ( 保 健 担 当 課 扱 い )  
 各 特 別 区 長  
 ( 保 健 担 当 課 扱 い )

} 殿

復興庁統括官



厚生労働省健康局長



東日本大震災被災地方公共団体への保健師派遣に係る協力について (依頼)

東日本大震災の復旧・復興については、避難者の受入れや職員派遣など、全国の地方公共団体からご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

現在、被災地方公共団体では、懸命に復旧・復興事業に取り組んでおり、住宅再建・復興まちづくり事業は順次進められていますが、完了までにはなお相当程度の期間が必要とされる状況であり、仮設住宅入居者等をはじめ、被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響が懸念されています。

そこで、復興庁においては、復興大臣のもとに関係省庁からなる「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」を設置し、被災者の健康・生活面における現状と課題を総合的に把握し、「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」(別添1)を取りまとめたところです。

各地方公共団体におかれては、震災直後から被災者の健康・生活支援を担う職員の派遣に関し、ご尽力いただいているところですが、被災地方公共団体からは、未だ一定数の保健師の派遣要望(別添2)が寄せられていることから、今後、同タスクフォースで取り組む施策の一つとして、被災地方公共団体における保健師の確保に向けた取組を一層強化することとしております。

については、被災地方公共団体への保健師の派遣に対して、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。ご不明な点があれば、以下問い合わせ先までご相談ください。

また、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。  
なお、被災市町村への職員派遣については、別添3のとおり、総務省から協力依頼がなされていますので申し添えます。

## 記

- 別添1 被災者に対する健康生活支援に関する施策パッケージ(関係部分抜粋)
- 別添2 平成26年度における被災市町村の保健師派遣要望に係る状況
- 別添3 「平成26年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について」(平成25年12月5日付総行公第93号総務省公務員部長通知)

問い合わせ先：

(別添2に記載の被災市町村における  
具体的業務内容について)

復興庁福祉・医療班 土岐、廣瀬  
電話：03-5545-7244

メール：fukushi.iryoo@cas.go.jp

(派遣スキームについて)

復興庁地域班 魚井、榎本、中野  
電話：03-5545-7343

メール：ouen.fukko@cas.go.jp

事務連絡  
平成26年3月31日

各都道府県人事担当課・市区町村担当課 } 御中  
各指定都市人事担当課 }

復興庁参事官  
厚生労働省健康局がん対策・健康増進課保健指導室長

### 東日本大震災被災地方公共団体への保健師派遣に係る協力について

東日本大震災の復旧・復興については、被災地方公共団体へ多くの職員を派遣いただく等、ご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

現在、被災地方公共団体では、懸命に復旧・復興事業に取り組んでおり、住宅再建・復興まちづくり事業は順次進められていますが、完了までにはなお相当程度の期間が必要とされる状況であり、仮設住宅入居者等をはじめ、被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響が懸念されています。

このような中、被災地方公共団体からは、未だ一定数の保健師の派遣要望が寄せられていることから、今般、別添のとおり、保健師の派遣に対する協力依頼を行ったところです。

各都道府県、指定都市におかれましては、この依頼の趣旨についてご賢察いただき、職員派遣にご協力くださいますようお願い申し上げます。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

# 被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

保健師の確保部分抜粋

～被災者に対する健康・生活支援についての課題と対応～

平成25年12月13日策定

被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォースのもと、被災地から寄せられる要望等を踏まえ、被災者に対する健康・生活支援に関する既存施策の実施状況の点検と検討を行い、今般取りまとめた。現在の取組を引き続き着実に進めるとともに、平成26年度の新たな措置について検討を進める。具体的な内容は以下のとおり。

## I 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援(一部)

主要な課題等	主要な対応する施策／運用面の対応	平成26年度における新たな措置
①仮設住宅等への見守り、心のケア、健康支援の継続及び変化にあわせた柔軟な対応が可能な予算が必要。	・被災地健康支援事業【厚生労働省】 被災地における保健師確保を支援するとともに、保健師による巡回保健指導などの各種健康支援活動を行うなど、各地域の健康課題に沿った対応を行っている。(①、②、③)	
②疾病予防の実務担当である保健師不足への対応。		一避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動を維持するため、保健師による巡回保健指導などの各種健康支援活動やそれらを担う専門人材の確保など、被災自治体における健康支援活動が引き続き円滑に行えるよう、「被災地健康支援事業」の基金の積増し及び実施期限の延長を平成26年度予算措置に向けて検討する。【厚生労働省】(①、②、③) (※平成26年度政府予算案へ反映)
③多様化する被災者の問題や悩みへの対応。(仮設住宅に残された人の取り残され感への対応、健康・介護の観点で重い人への支援、支援する側の心のケアや体制の強化等)	・福島県(被災自治体)の保健師募集について、全国の自治体に対してメールにより周知している。また、保健師の教育機関協議会ホームページや保健師を対象とした専門誌に募集広告を掲載されるよう関係機関に働きかけを行っている。【厚生労働省】(②)	

## II 子どもに対する支援の強化(略)

## III 医療・介護人材の確保(略)

## IV 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応(略)

## V 市町村の業務負担に対する支援の強化(一部)

主要な課題等	主要な対応する施策／運用面の対応	平成26年度における新たな措置
①復興の核となるべき被災市町村の体制について、保健師等の専門職や、豊富な行政経験を持つ国家公務員OBを募集するなど人材確保が急務。	・被災自治体への人的支援【総務省】【復興庁】 全国の自治体からの職員派遣、任期付職員等の採用支援、公務員OBや民間実務経験者等の活用により、被災自治体への人的支援を行っている。(①、②)	
②移転意向、必要な支援の把握など仮設(応急、みなし)への全戸調査や、民間賃貸のみなし仮設に避難する方に対する避難元自治体からの各種情報の提供など、マンパワーが不十分。		一人材確保、マンパワー不足解消に関し、さらなる募集方法の工夫、関係団体への協力依頼を行うなど、市町村職員に関し、市町村のニーズを踏まえ、人材を確保するための具体的な方策を検討する。【復興庁】(①、②)

平成26年度における  
被災市町村の保健師派遣要望に係る状況  
(平成25年12月5日時点)

	市町村	要望人数
岩手県	宮古市	2
	大船渡市	2
	陸前高田市	2
	釜石市	5
	山田町	1
	計	12
宮城県	石巻市	4
	気仙沼市	1
	名取市	1
	岩沼市	3
	東松島市	4
	女川町	1
	計	14
福島県	二本松市	3
	南相馬市	2
	檜葉町	3
	川内村	1
	大熊町	2
	浪江町	2
	飯舘村	1
	計	14
合 計		40

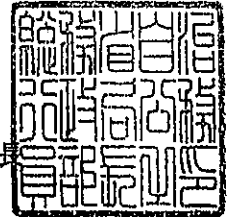
※ 既に必要数を確保済(26年3月時点)

※ 既に必要数を確保済(26年3月時点)

総行公第93号  
平成25年12月5日

各都道府県知事  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市市長  
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部長



### 平成26年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について

東日本大震災による被災市町村への人的支援につきましては、各地方公共団体において、被災市町村の事情をご理解いただき、厳しい行財政状況の下、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された被災市町村に対する職員派遣のための体制（以下「全国市長会・全国町村会派遣スキーム」という。）等において、積極的に対応していただいているところであり、改めて深く感謝申し上げます。

被災市町村においては、復興事業への重点的な職員配置、外部委託の活用、新たな職員の採用等の措置を講じ、懸命に復興事業を進めているところですが、復旧・復興事業を一層円滑に推進するためには、広範な職種にわたって職員の不足が避けられない状況にあり、平成26年度におきましても、全国の地方公共団体からの中長期的な職員の派遣が必要になっております。

このため、今般、全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、別添1のとおり、職員の派遣依頼が行われました。

各地方公共団体におかれましては、被災市町村の窮状をご賢察いただき、下記の事項にも留意し、被災市町村に対する人的支援について、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、被災市町村への職員派遣の検討に当たっては、都道府県、市区町村並びに各都道府県の市長会及び町村会において、情報交換を密に行っていただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

1. 派遣元となる全国の各地方公共団体においては、効果的な職員派遣のために以下の例をはじめとした様々な対応がとられているところであり（総務省のホームページを参照※）、こうした事例も参考にさせていただきながら、被災市町村のマンパワー確保の充実にご尽力願いたいこと。
  - ①各都道府県の市区町村担当課や市長会・町村会が調整役となり、市区町村がローテーションを組んで派遣する。
  - ②行政実務の経験がある退職した元公務員等を一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条及び第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員として採用し、被災地方公共団体に派遣する。
  - ③被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員を充てる。
2. 被災市町村が行う土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に係る被災市町村からの派遣要望については、引き続き、全国市長会・全国町村会派遣スキームにおいて取りまとめることとしていること。

なお、国土交通省からは、各都道府県等土木担当部局に対して別添2（文面が同じであるため、代表例として北海道開発局分を添付。）のとおり、被災市町村への職員派遣についての協力依頼を行っていること。
3. 水産庁からは、各都道府県水産基盤整備事業担当に対して別添3（文面が同じであるため、代表例として北海道分を添付。）のとおり、被災市町村への漁港関係職員の派遣についての協力依頼を行うこととしていること。

※総務省ホームページ「東日本大震災被災地方公共団体への職員派遣の取組例について」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000208135.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000208135.pdf)

### [連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 小野寺、尾崎

電話 03-5253-5544

FAX 03-5253-5552

e-mail h.onodera@soumu.go.jp

k3.ozaki@soumu.go.jp